

～人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市～

四万十市保育計画

第3期（令和7年～令和11年）

令和7年3月作成



目 次

1 計画策定にあたって	
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
(3) 各種計画との関係	2
(4) 計画の期間	2
(5) 保育所の基本的役割	3
2 保育所の現状	
(1) 保育等施設の設置状況	4
ア 施設の定員数と受入状況	
イ 施設位置図	
(2) 公立保育所の入所児童数	7
(3) 保育所運営費	8
3 今後の公立保育所の状況	
(1) 公立保育所入所児童数の推計	9
(2) 公立保育所の職員配置人数の推計	10
4 保育に関する取組み	
(1) 子育て支援課の体制	11
(2) 現在の取組み	11
ア 保育時間の延長	
イ 全年齢児を対象とした保育の充実	
ウ 障害児保育の充実	
(3) 今後の取組み	13
ア 保護者に対する支援	
イ 保育現場における取組	
ウ 政策的な保育サービスへの取組	
(4) 保育所職員研修の充実	14
(5) 家庭支援のための連携	15
(6) 食育の推進	15
5 公立保育施設の再編	
(1) 公立保育所の役割	18
(2) 公立保育所の再編にかかる考え方	18
ア 統廃合の進め方	
イ 統合の対象	
ウ 検討施設等	
(3) 今後の進め方	19
6 保育所等整備計画	
(1) 公立保育所	20
(2) 私立保育所	20
(3) その他	20

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

少子化が進行しているなか、若い人たちが、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりが求められています。gb

一方、女性の社会進出に伴う夫婦共働き世帯の増加や、少子化の進行、核家族化の進行に伴う相談機能の低下など、子育て環境も変わりつつあるなか、様々な課題を抱えながらも孤立してしまう場合などもあり、保育サービスを提供する側も、多様な保育ニーズに沿った支援スキルが必要となります。

また、保育サービスについては、全員入所を基本に受け入れを行っていますが、保育所等の機能として保護者の就労を保障する「託児の場としての保育」と子どもたちの健全な成長を支援する「発達（教育）の場としての保育」を市の責任のもとで実施する必要があると考えます。

そのため、少子化等の影響や今後の子ども数の動向に応じて、これらの機能が確保できないと判断される場合は、施設の再編も必要となります。

(2) 計画策定の目的

保育については、令和6年度に策定される第4期地域福祉計画における子育てに関する考え方を基本に、同年度に策定されるこども計画において保育を含めた子育て関係事業の事業量見込みを立てています。本計画では、これらの計画に基づき、保育分野における具体的な取組みについて明らかにするものです。

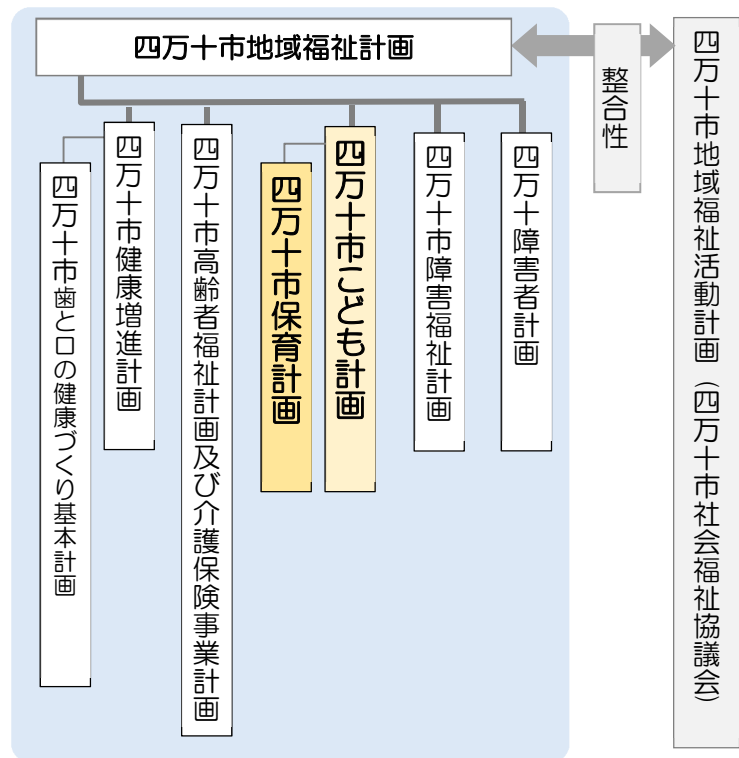
これらを踏まえ、本市においては公立保育所と民間保育所のそれぞれのメリットを最大限に活かし役割分担を行うこと、また安定的な保育運営により、子どもたちが健やかに生まれ育ち、子育てしやすい環境の整備を図ることを目的とします。

(3) 各種計画との関係

地域福祉計画は地域福祉に関する各種計画の「まとめ」・「総論」的な計画となっております。

こども施策に関する総合的な計画として、令和6年度に「四万十市こども計画」を策定します。これまで、子ども・子育て支援法第61条に基づき必要な事項を定めた「四万十市子ども・子育て支援事業計画」は「四万十市こども計画」へ内包されることとなります。

「四万十市保育計画」は「四万十市こども計画」のうち保育に関する施策の実現のために行政の役割等を具体化したものとなります。



(4) 計画の期間

第3期四万十市保育計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。ただし、保育需要の変化や必要に応じ適時見直しを行います。

■計画期間(年度)

H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
						四万十市地域福祉計画					
						(次期)四万十市地域福祉計画					
						子ども・子育て支援事業計画					
						(新規作成)四万十市こども計画					
四万十市保育計画(2期)							四万十市保育計画(3期)				

(5) 保育所の基本的役割

■ 子どもの発達を支援

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。保育所保育指針に示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」①豊かな感性と表現 ②言葉による伝え合い ③数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ④自然との関わり・生命尊重 ⑤思考力の芽生え ⑥社会生活との関わり ⑦道徳性・規範意識の芽生え ⑧協同性 ⑨自立心 ⑩健康な心と体といった生きる力の基礎を養い、就学に向けて、楽しいことや好きなことに集中することを通して「学びに向かう力」を培う時期として重要な役割を持っています。

■ 家庭支援

子どもの健全な発達を保障するためには、子育て環境を確保することが重要です。リスクのある乳幼児やその保護者等について関係機関と連携し、必要に応じて保護者及びその家庭への支援を実施します。また、特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対しては家庭支援推進保育士を配置します。

■ 保育の質の向上

研修機会を確保し、保育の質の維持・向上に努めます。また、特別な支援を必要とする児童の保育や民間事業者だけでは実施が困難な保育事業を実施します。

また民間事業者とのスキルの共有等、子育て支援に関して連携して取組みを行います。

■ 関係機関との連携

特別な支援を要する子どもについては、卒園後も含め各発達段階において途切れの無い支援を進める必要があります。各段階においてどういった支援が必要なのかを認識し、関係機関と連携した対応を行います。また、該当する子どもが卒園後も引き続き必要な支援を受けられるように小学校へ適切な引継を行います。

2 保育所の現状

(1) 保育等施設の設置状況

ア 施設の定員数と受入れ人数等

令和6年4月1日現在

施設名	定員	入所数	建築年	構造	築年 R6.4 基準	備考
愛育園	110	34	S56.3.25	RC・二	43	
あおぎ保育所	185	125	S63.3.20	RC・二	36	R2 増築
下田保育所	50	11	H10.3.2	鉄骨・平	26	
竹島保育所	45	25	H13.3.15	鉄骨・平	23	
古津賀保育所	100	97	H20.3.10	鉄骨・二	16	
東山保育所	80	24	S58.3.25	RC・平	41	
蕨岡保育所	45	14	H3.3.20	RC・平	33	地域と協議中
大用保育所	20	11	H17.1.19	木・平	19	地域と協議中
利岡保育所	30	9	H6.2.28	鉄骨・平	30	地域と協議中
具同保育所	210	138	S50.7.31	RC・二	48	R6 改築
八束保育所	40	22	H30.3.10	鉄骨・二	6	
東中筋保育所	65	31	H4.3.16	鉄骨・平	32	
中筋保育所	50	7	S52.3.20	鉄骨・平	47	R7.4 から休所予定
川崎保育所	70	45	H31.2.24	木・平	5	
めぐみ乳児保育園	48	41	S60.2.15	鉄骨・平	39	H31 増改築
ひかりこども園	165	128	R3.3.20	鉄骨・二	3	
リトル・フレンド	36	41	H27.9.28	木造・二	8	
おひさまはうす	21	5	H20.2.14	木造・平	16	
なかむら園・中村幼稚園	181	151	S45.4.1	鉄骨・二	54	
			H27.3.31	木・平	9	
めいはうす	5	3	S53.2	木・平	46	H31 改修
合 計	1,556	962				
地域子育て支援センターなかむら			S54.5.25	RC・平	44	
地域子育て支援センターにしとさ			川崎保育所内に設置			

令和6年4月現在、市内の保育施設は、公立保育所15カ所（休所1カ所含む）、私立保育所3カ所の計18カ所あり利用定員は1,214人です。その他、認定こども園として「なかむら園・中村幼稚園」が利用定員181人、ひかりこども園が利用定員165人、地域型保育事業1カ所が利用定員5人の受入れを行っています。

また、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談体制として育児支援を行うことを目的とする地域子育て支援センターを中村地域、西土佐地域それぞれに1カ所ずつ開設しています。

入所者数については、市外から市内保育施設等へ通園する13名（うち、公立は9名）も含まれております。令和6年4月1日時点で入所対象年齢児童（0～5歳児）が1,139名いる中、市

内在住者が 949 名となりますので、83.3%が保育施設等を利用しています。

イ 保育施設設置状況

公立保育所は中村地区、東山地区所、下田地区に各 2 ヲ所、それ以外の地区に各 1 ヲ所となっています。市内の保育所は、平成 18 年以後、児童数の減少等により 7 ヲ所（田野川 H18. 3、元町 H19. 3、古津賀東 H20. 3、大宮 H21. 3、津野川 H24. 3、もみじ及び本村 R3. 3）の減となっています。

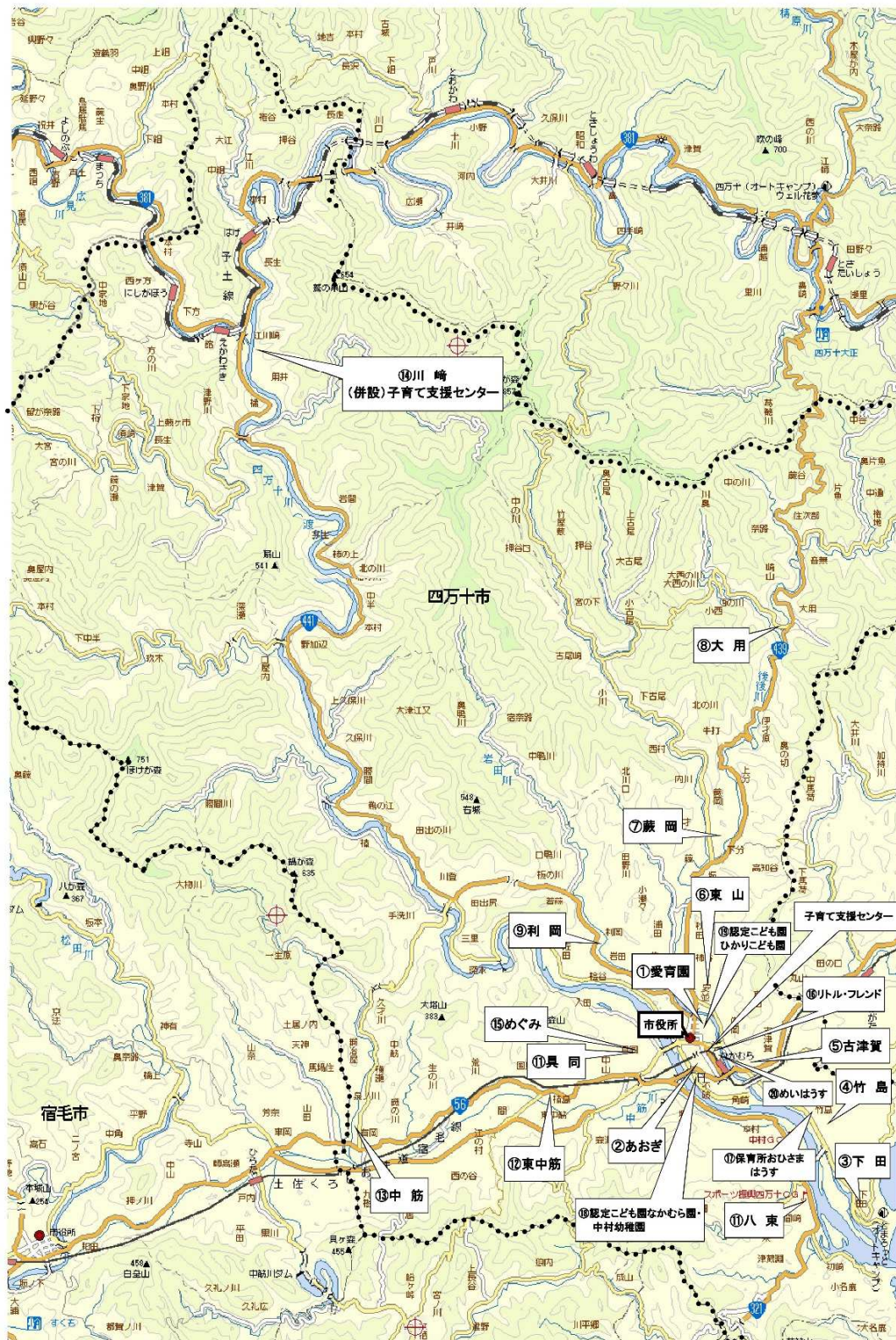
効率的な行財政運営とあわせて過疎地域における保育機能の確保を前提として施設の配置見直しが必要です。

また、公立保育所で築 25 年を経過している保育施設（地域子育て支援センターを含む。）は 10 ヲ所（具同含む）あり、約 6 割の施設が 25 年以上の施設となっています。中には施設建築後 30 年を経過している施設が 9 ヲ所（具同含む）、40 年を経過している施設が 5 ヲ所（具同含む）あります。

民間保育所は中村地区 1 ヲ所、下田地区 1 ヲ所、具同地区に 1 ヲ所となっています。認定こども園については、中村地区に 2 ヲ所あり、地域型保育も中村地区に 1 ヲ所となっております。

人口が集中している中村、具同、東山地区での施設では受入定員に対する入所率が高いですが、それ以外では園児数が 10～30 名程度の小規模保育所となっているところが多くなっております。

四万十市保育施設位置図



(2) 公立保育所の入所児童数

公立保育所の入所児童数は、第2期計画当初である平成30年度の832人から毎年減少し令和6年4月は593人となり、平成30年に比較すると受入れ人数は7割程度まで減少しています。

減少の要因として認定こども園制度が始まったことにより民間における保育の拡大があり、公立保育所での受入れ人数が著しく減少したことがあげられます。

平成30年と令和6年度を比べてみると、古津賀保育所及び具同保育所については9割以上を維持しており、西土佐地域においては川崎保育所と本村保育所を再編したため、川崎保育所としては増加となっております。

また、あおぎ保育所や東中筋保育所なども8割以上を維持する中、愛育園や東山保育所については、市街地に認定こども園ができた影響等もあり、平成30年度受入れ人数の約4割となっております。

これ以外の施設についても受入れ人数の減少率が著しく、受入定員に対して入所児童数が50%未満の施設が14園中7園となっています。

保育所名	定員	各年4月1日受入人数				H30とR6の受入人数の比率	受入定員に対するR6充足率
		H30	R3	R5	R6		
愛育園	110	83	59	35	34	41.0%	30.9%
あおぎ保育所	185	146	145	135	125	85.6%	67.6%
下田保育所	50	17	13	16	11	64.7%	22.0%
竹島保育所	45	39	28	20	25	64.1%	55.6%
古津賀保育所	100	104	103	105	97	93.3%	97.0%
東山保育所	80	62	50	30	24	38.7%	30.0%
蕨岡保育所	45	24	23	17	14	58.3%	31.1%
大用保育所	20	20	18	13	11	55.0%	55.0%
利岡保育所	30	12	8	13	9	75.0%	30.0%
具同保育所	210	144	172	157	138	95.8%	65.7%
八束保育所	40	28	28	21	22	78.6%	55.0%
東中筋保育所	65	35	46	39	31	88.6%	40.0%
中筋保育所	50	16	13	10	7	43.8%	44.0%
川崎保育所	70	35	48	49	45	128.6%	54.3%
合計	1,100	765	754	660	593	77.5%	53.9%

(3) 保育所運営費

公立保育所の運営費に占める人件費の割合は平均で約9割となっています。また、児童一人当たりにかかる費用は全園で算出すると約136,000円となりますが、小規模保育所ではその金額が高くなっています。

令和5年度保育所運営費

保育所名	運営費(円)		合計(円) (②)	年間入所児童延べ人数 (③)	児童1人あたりにかかる費用 (円) (②/③)	人件費割合 (①/②)
	人件費(①)	その他運営費				
愛育園	54,183,960	7,460,091	61,644,051	412	149,621	87.9%
あおぎ保育所	169,557,717	21,791,652	191,349,369	1,508	126,890	88.6%
下田保育所	43,043,215	3,792,313	46,835,528	191	245,212	91.9%
竹島保育所	38,662,087	4,237,639	42,899,726	236	181,779	90.1%
古津賀保育所	100,333,182	14,545,883	114,879,065	1,246	92,198	87.3%
東山保育所	39,512,235	5,387,417	44,899,652	359	125,069	88.0%
蕨岡保育所	35,315,211	4,410,649	39,725,860	193	205,833	88.9%
大用保育所	35,105,617	3,378,320	38,483,937	156	246,692	91.2%
利岡保育所	39,147,652	3,495,377	42,643,029	164	260,018	91.8%
具同保育所	151,541,349	22,304,293	173,845,642	1,860	93,465	87.2%
八束保育所	40,762,297	5,215,567	45,977,864	249	184,650	88.7%
東中筋保育所	57,439,964	7,405,327	64,845,291	471	137,676	88.6%
中筋保育所	43,205,244	2,649,508	45,854,752	120	382,123	94.2%
川崎保育所	87,616,727	9,997,212	97,613,940	576	169,469	89.8%
合計	935,426,457	116,071,248	1,051,497,705	7,741	135,835	89.0%

※保育所毎に分類できない費用は含んでいません。

3 今後の公立保育所の状況

(1) 公立保育所入所児童数の推計（対象児童：四万十市に住所を有する児童）

単位：人

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人口	入所児童数	人口	入所児童数	人口	入所児童数	人口	入所児童数	人口	入所児童数	人口	入所児童数
0歳	158	8	192	10	186	9	180	9	173	9	167	8
1歳	170	54	161	51	196	62	190	60	183	58	176	56
2歳	167	86	170	88	161	83	196	101	190	98	183	94
3歳	206	137	167	111	170	113	161	107	196	130	190	126
4歳	209	139	203	135	165	110	168	112	159	106	193	128
5歳	229	160	207	145	201	140	163	114	166	116	157	110
合計	1,139	584	1,100	540	1,079	517	1,058	503	1,067	517	1,066	522

令和6年度に比べて令和11年度の5年間で0～5歳児の人口は約6.4%の減少が見込まれ、入所児童数についても約10.6%の減少が見込まれており、当面少子化が進行していく見通しとなっています。

■人口算出方法

・住民基本台帳及び人口動態調査をもとに、コーホート変化率によって算出。なお、0歳児については令和5年度出生率1.41（概算値）をもとに算出。

■入所児童数算出方法（令和7年度及び令和8年度）

令和5年度から令和6年度実績により各年齢の人口に対する公立保育所入所児童数の割合の平均で算出（0歳児：0.05、1歳児：0.318、2歳児：0.515、3歳児：0.665、4歳児：0.665、5歳児：0.699）

(2) 公立保育所の職員配置人数の推計

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
所 長	14	13	13	13	13	13
主 任	14 うち兼任 8	13 うち兼任 7	13 うち兼任 7	13 うち兼任 7	13 うち兼任 7	13 うち兼任 7
担任保育士	64	61	63	67	64	64
フリー・週休フリー	8	8	8	8	8	8
障害児加配	8	8	8	8	8	8
家庭支援	3	3	3	3	3	3
保育士合計	111	106	108	112	109	109
調理員	27	25	25	24	24	24

■職員数については、正職員以外にフルタイム会計年度任用職員を含む。

■令和7年4月から中筋保育所を休所するものとして推計する。

■保育士の配置数

・各保育所において、令和6年度の年齢ごとの入所児童実数を基礎とし、前ページの入所児童数の推計を基に、保育所ごとの入所児童数を求め、その入所児童数に応じた配置数とする。

■障害児加配、家庭支援及びフリー保育士の配置数

・令和6年度と同程度と見込む。

■調理員の配置数

・各保育所に置いて、令和6年度の年齢ごとの入所児童実数を基礎とし、前ページの入所児童数の推計を基に、保育所ごとの入所児童数を求め、その入所児童数に応じた配置数とする。

■計画期間中に休所等が生じる場合は適宜見直しを行う。

4 保育に関する取組み

(1) 子育て支援課の体制

四万十市の子育て支援の充実と課題解決を図るため平成30年度に子育て支援課を創設し、住民の方が安心して子育てを行える環境を整えるとともに成長や発達に対する見守りや子育てにおける課題解決機関として、福祉事務所や健康推進課、学校教育課等の庁内関係部署との連携し、子育て支援に共に取り組みを進めております。

所管課	関係機関名等	備 考
子育て支援課	保育係	保育所の運営全般、子育て支援センターに関すること、保育士の研修に関すること。食育に関すること。認定こども園に関すること。民間保育所に関すること。保育計画に関すること。
	企画係	子ども・子育て支援事業計画に関すること。子育て支援にかかる関係課との連携及び支援の構築に関すること。子育てサークルの育成に関すること。学童保育に関すること。
	支援係	各種手当等に関すること。

(2) 現在の取組み

急速な少子化・高齢化や核家族化、また女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などを背景に、育児への支援が必要となっており、こういった保護者の子育てニーズに対応するために様々な取り組みを行っています。

また、市は保育を必要とする児童を保育所等において保育しなければならないという保育実施義務の最終責任とあわせて要保護児童対策地域協議会の設置等、児童福祉に関して中核的な役割を持っている他、先駆的な保育の研究や実践、また研修機会を通じて、保育の質の維持向上を図る役割を持っています。

ア 保育時間の延長

(ア) 早朝・居残り保育の実施

保護者の就労形態等に応じて早朝・居残り保育を実施しています。実施保育所は、人員体制の確保が可能な保育所において、7時30分から18時30分までで最長11時間の保育が可能となっています。

・実施保育所（7時30分から18時30分）

愛育園	あおぎ保育所
竹島保育所	古津賀保育所
東山保育所	具同保育所
東中筋保育所	

・実施保育所（7時30分から18時00分）

下田保育所	蕨岡保育所
大用保育所	利岡保育所
八束保育所	中筋保育所
川崎保育所	

（イ）土曜日午後の延長保育

保護者の就労形態等に応じて土曜日午後5時30分までの延長保育を実施しています。実施にあたっては、開設時間内に保育士2名以上の配置が必要となるため、保育士の多い保育所、市街地周辺、保護者のニーズが高い、これらの条件を満たし、必要性の高い保育所とする。

・実施保育所

愛育園	あおぎ保育所
古津賀保育所	具同保育所

イ 低年齢児保育の充実

共働き世帯の増加や男女共同参画社会を反映し女性の社会進出が顕著となっていることなどを背景に低年齢児保育の需要が高まっています。

かねてより公立保育所は1歳半から受け入れし、それ以下の年齢の子どもについては民間保育所が受け入れることとして役割分担をしてきました。平成25年度からは公立保育所での受入を1歳児からとし低年齢児保育の充実に取組み、公立保育所での0歳児（生後9ヵ月～）保育についても平成30年から川崎保育所、令和3年からはあおぎ保育所にて受入れ始めました。

現在、受入れ枠の拡大や待機児童に対して利用可能な、一時預かり事業や子育てボランティアの育成等も進めているところです。

ウ 障害児保育の充実

対人関係がうまくできない発達障害等を原因とした社会性の弱さなどで、生きづらさを抱えたまま社会参加が達成されず、青年期、成人期でひきこもり状態となる方が増え社会問題となっていますが、これらの方の中には既に幼児期のエピソードに特徴がある場合が多いと言われています。

リスクを抱えた人を早期に支援し将来の社会参加につなげていく事は重要であり、早期の支援のために職員の専門性の向上を図るための研修機会を確保しています。

また、専門機関と連携のうえ在園時には加配保育士の配置を行うなど、個人の特性に沿った支援プログラムを実行しています。

これらの支援には保護者がその特性を受け止め、家庭と保育所が共同して取組んでいくことが重要であり、そのためには保護者との信頼関係構築が必要なポイントとなります。今後更に障害児保育を充実させるためには、従来の専門機関等との連携に加え、必要に応じて子育て支援課も積極的にその事案に関わり、支援の選択肢をさらに広げながら課題解決策を導くこ

とで障害児保育の充実を図ります。

支援が必要な児童に対しては、保育所等から小学校への進学時において壁を作らないことが大切となります。

令和6年度に策定する四万十市保幼小中連携カリキュラムにおいて、市として統一的な指針を持つとともに、一人ひとりを取り残さない取り組みを進めていきます。

(3) 今後の取り組み

ア 保護者に対する支援

保護者の勤務状況等に応じた保育時間の延長(早朝保育、居残り保育、土曜日午後保育)には、保育士の確保等必要な体制を整える必要があります。当面は先に示した保育所での実施としますが、こども計画の見直し時に改めてニーズ調査を実施し、必要に応じて他の保育所でも保護者のニーズがあれば人員の確保等とあわせて保育時間の延長について検討を行う必要があります。

また「延長保育事業」や「一時預かり事業」などの既存の保育サービスや、国が推進する「こどもだれでも通園制度」についての検討を深め、多様な保育サービスを効果的に組み合わせ子育てしやすいまちづくりを目指します。

また、親子関係の構築やワークライフバランスといった今後の社会の動向等にも注視しながら、時代に見合った子育て支援の手立てを構築します。

イ 保育現場における取組

少子高齢化による全国的な人手不足については保育の現場においても進行しております。また、新たな制度の導入など、保育士の業務についても多忙化が進んでいる中で病気休暇の取得や若年層の離職も起こっております。

令和6年度に国より新たな保育士の配置基準について示されたため、保育所の状況等を踏まえて見直しを行い、可能な時期に市としての配置基準を変更します。

なお、必要な人員の配置はもとより、業務において前例踏襲で行っている物の中で統一化できる物や簡略化できるものについて見直しを進めていきます。

また、保護者対応の中で ICT を活用することで簡略化できるものについてはシステムの導入等を進めていきます。

ウ 政策的な保育サービスの提供

移住施策においてワーケーション利用者が当市に滞在する際に、同行する保育対象年齢の児童に対する一時的な保育といった政策的な保育サービスについても、ニーズ等を踏まえて取り組みます。

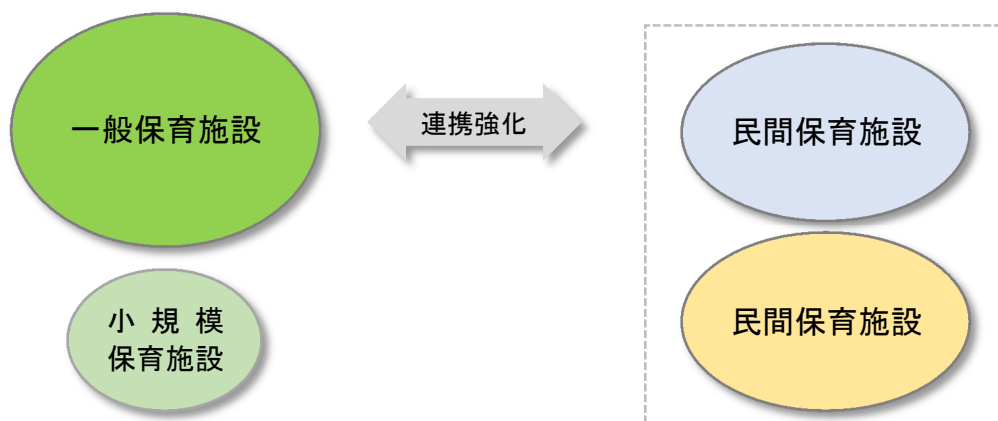
(4) 保育所職員研修の充実

少子化に加え核家族化やひとり親世帯の増加、また晩婚化など、子育て環境が変化しているなか、保育ニーズも複雑・多様化しています。これに加え児童虐待件数の全国的な増加なども加わり、子育てに関わる保育士の役割もより専門的できめ細やかな配慮が求められています。これらの諸課題に対応するためには、効果的な研修機会の確保が必要であり、現在ある課題に即した研修の計画的な実施を行います。

また、必要なスキルの獲得には知識の習得とあわせ、組織としてこれらの課題と向き合い解決を図る手順を獲得することが重要です。

今後は実務経験の少ない職員と経験が豊富であり、多くの困難ケースと向き合い実務経験を積んだ職員間でこれらのノウハウを共有すること。それに合わせて計画的な職員配置を行い、保育の質の向上を目指します。公立保育所のみならず民間保育所との交流研修・連携についても進めています。

- 土曜日午後の延長保育や医療的ケア児対応の実務経験、0歳児から5歳児までの一貫保育など多様な保育ニーズに向き合い、そのノウハウを共有することで保育士を育成します。
- 子育て支援課において保育現場における課題の集約、情報の共有を行い、必要な研修機会の確保と計画的な実施を行います。また研修により得た知識・技能を他の職員と共有し実践することにより保育士全体のスキルアップを目指します。
- 現在各保育職員間においてテーマを設けそれぞれ取組みをしていますが、これらの取組み評価を子育て支援課で行い、多くの職員がニーズに沿った多様な保育活動ができる体制を進めます。



(5) 家庭支援のための連携

地域コミュニティの希薄化やアウェイ育児世帯、ひとり親世帯の増加等を背景に子育てをする親が相談する先が見つからず孤立してしまうことがあります。軽度の発達障害(あるいはその疑い)等のある子どもや親の増加、厳しい経済情勢などの影響による貧困問題などもあります。子育て環境は激変し、多様で複合的な困難を抱えた家庭が増えています。こうした家庭を受け止め健全な成育環境を確保する事が求められています。

現在、家庭支援推進保育事業により、家庭環境に対する配慮などを行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対して家庭支援推進保育士を配置しています。

この事業によらず家庭支援はすべての保育施設に求められていますが、保育施設だけの課題ではなく、四万十市の子育て支援の課題として、困難ケースによっては子育て支援課がケース会議への参加等を通じて他の専門機関との連携の促しなど、積極的に関与します。

(6) 食育の推進

乳幼児期は心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期です。この時期の子どもたちの一人ひとりの健やかな育ちを保障するためには、心身共に安定した状態でいられる環境と、愛情豊かな大人の関わりが求められます。

四万十市では、「食べることを楽しめる園児を育てる。」ことを第一義的な目的とし、食への感謝や食事のマナー、食物に対する知識の獲得等様々な取組みを行います。

ア 現在の課題

生活習慣や食習慣の乱れからくる生活習慣病の増加や、朝食欠食の増加、孤食等、子どもを取り巻く環境には食をめぐる多くの課題があります。保育所でも偏食や食事への意欲がない子、噛む力の弱い子、食経験の少ない子等、食に関する課題がみられます。

子どもの頃からの正しい食習慣を身につけるため、ライフステージに合わせた食育の取組みが必要です。

イ 保育所の役割

近年は保護者の就労形態の変化等に伴い、延長保育を利用する児童もおり、家庭と共に保育所は生活の場となっています。そのため、保育所で提供される食事は乳幼児の成長・発達にとって大きな役割を担っています。

家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもと、保育士、調理員、栄養士などがその有する専門性を活かしながら食育に取り組めます。

ウ 目標

「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」に示されている、次に掲げる5つの子ども像を目標とし、食育を進めます。

- ❶ お腹がすくリズムのもてる子ども
- ❷ 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ❸ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ❹ 食事作り、準備にかかわる子ども
- ❺ 食べものを話題にする子ども

エ 現在の取組

取組み	内 容
個々への対応	発達や疾患、食物アレルギー等により、食への配慮が必要な場合は、栄養士が把握の上で、対応食の提供に繋がります。また、保育所でも必要に応じ、児童のその日の体調に合わせた食形態での提供をします。
食文化の伝承	郷土料理や保育所行事に合わせた給食の提供をします。
菜園活動	各保育所において身近な野菜等を育てて収穫する体験を通じて食への関心を高めます。
食事のマナー	発達段階に応じて、お箸の持ち方・使い方の他、姿勢等基本的な生活習慣としての食事のマナー等を指導しています。
健康づくり	食後の歯磨き（仕上げ磨きも含む。）や望ましい補食の習慣化やフッ素洗口の実施。保育所での食べ物教室では、体のしくみや食べ物の働き等を学び、生涯の健康づくりの基礎となる、食に関する知識や経験の獲得に努めます。
地産地消	地元産、県内産のものを優先使用しています。
調理員定例会	子どもが楽しめる食事の提供方法や技術の向上を目的として調理員による定例会を毎月実施しています。
完全給食	完全給食の実施により保育所で温かいご飯を提供しています。
保護者支援	毎月「食育だより」を発行し、幼児期の望ましい生活習慣や食習慣への情報提供及び啓発を行っています。 また、各保育所では、お便りや掲示板での給食に関する情報提供や意見交換を通じ、家庭との連携を図っています。

オ 今後の取組み

(ア) ランチルームの整備

「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月厚生労働省）において、個々の生活リズムの保障と衛生的な給食の提供のため、食事と午睡をするスペースを別々に確保することが望ましいとされています。四万十市においては、新たに施設を建築する場合は、食事のできる専用スペース（ランチルーム）を確保することとしており、平成 30 年度に川崎保育所において初めて設置し、令和 6 年度建設の具同保育所にもランチルームを設置します。今後建て替え等が必要となった保育所については設置について検討します。

(イ) 保護者への支援、情報提供

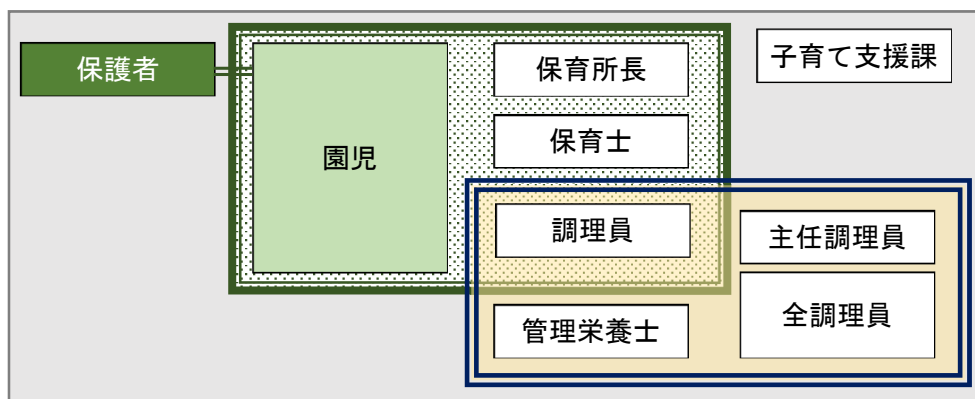
家庭での食事に関する保護者の不安を解消することや、相談できる体制を整えます。

(ウ) アレルギー疾患を有する児童への徹底した対応

食物アレルギーのある子どもへの食児等の提供については、保護者と連携のうえ医師の診断及び指導に基づき適切な対応を行っています。今後とも提供方法の改善を図るため調理員、保育士、栄養士が家庭と連携し「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」を適宜改訂しながら更に安全な環境の整備を行います。

(エ) 関係機関の役割イメージ

子どもの食を通した心と体の健康づくりを行うため、子どもを中心として関係する機関の役割を明確にして取組みます。



園児を中心として子育て支援課及び保育所職員、調理担当職員全員で子どもの食育を通して健康な心と体の発達に資する取組を行います。

各保育所において、園児の食育に関して中心的な役割を果たします。

園児が楽しく食に向き合えるよう個々の健康状態等も考慮し提供方法の工夫や食のレパートリーを増やすための研究及び技術向上に取り組んでいます。

5 公立保育施設の再編

(1) 公立保育所の役割

少子高齢化や人口減少問題に加え、複雑多様化する保育ニーズへの対応が求められています。また少子化、過疎化による人口減少地域における保育機能の確保も必要です。今後の人口動態とあわせて、保育需要の実情や課題の把握を行うとともに、多様な保育ニーズに対して安心して子育てできる環境を確保することが大切です。

四万十市においては、公立保育所と認定こども園なかむら園・中村幼稚園及び公私連携認定こども園ひかり園の卒園生が就学します。

現在、小学校に入学しても集団行動に馴染めず、椅子に長時間座る事が出来ないなど、小1プロブレムと言われる問題が起きる場合もある中、令和6年度に策定される保幼小中連携カリキュラムにおいて、これらの諸課題の解決を図るとともに、学校教育課と子育て支援課を中心に実情の把握や課題の精査を行い、公立保育所が先導的な役割を持ちつつ、就学を前に各園が小学校との連携等を行い、個々の適正に応じた指導方法の共有等を行ってまいります。

また、保育所の役割に加え、これらの体制整備や民間保育所への支援の充実、指導監督の強化なども行政の役割といえます。

(2) 公立保育所の再編にかかる考え方

少子化の進行により入所児童が減ったため施設の定員に対する充足率が低下しています。また、施設の老朽化も進む中、市内施設についても、今後の人口動態に応じた保育施設の統合・再配置が必要となっている他、効率的な行財政運営を実現することも必要です。

また、複雑多様化する保育ニーズに対して、更なる職員配置と保育士の専門性が求められていますが、保育施設が分散しているため各園に必要な最小限の保育士を配置することにより、加配保育士の配置等が間に合わず、会計年度任用職員の確保も難しい状況となっています。

今後は、10年～20年先を見据えた保育所の機能維持を念頭に保育関連施設の再配置を検討していく必要があり、適正規模での効率的、効果的な保育所運営を基本として児童数の推移や既存施設の状況等も考慮し、統合・廃止の判断を行います。

ア 統廃合の進め方

児童数10人を下回ることが継続的に見込まれる保育所及び充足率50%未満の保育所を対象に地域や保護者の意見を踏まえて検討することとし、長期的な目標設定を定める場合は、以下の点を考慮しながら進めることとします。

- ➔ 地域子育て支援センター等、保育事業にかかる社会資源の充足状況
- ➔ 人口減少地域における保育機能の維持
- ➔ 施設の老朽化による建替え等計画
- ➔ 施設の民営化の動向
- ➔ 拠点的保育施設としての機能維持

イ 統廃合の対象

小規模化が著しい中筋保育所、利岡保育所、蕨岡保育所、大用保育所については保護者や地域代表者との協議のうえ、統合時期を決定します。

下田保育所についても小規模化が進んでいるため、入所人数等に注視し、保護者や地域代表者と協議します。

ウ 施設の状況（令和6年4月1日時点）

保育所名	定員	入所数	充足率	建築年	築年数	備考
愛育園	110	34	30.9%	S56.3.25	43年	
あおぎ保育所	185	125	67.6%	S63.3.20	36年	
下田保育所	50	11	22.0%	H10.3.2	26年	
竹島保育所	45	25	55.6%	H13.3.15	23年	
古津賀保育所	100	97	97.0%	H20.3.10	16年	
東山保育所	80	24	30.0%	S58.3.25	41年	
蕨岡保育所	45	14	31.1%	H3.3.20	33年	
大用保育所	20	11	55.0%	H17.1.19	19年	
利岡保育所	30	9	30.0%	H6.2.28	30年	
具同保育所	210	138	65.7%	S50.7.31	48年	R6 年度新園舎竣工予定
八束保育所	40	22	55.0%	H30.3.10	6年	
東中筋保育所	65	31	47.7%	H4.3.16	32年	
中筋保育所	50	7	14.0%	S52.3.20	47年	R7.4 から休所予定
川崎保育所	70	45	64.3%	H31.2.24	5年	
地域子育て支援センター				S54.5.25	44年	

（3）今後の進め方

保育所の再編については、児童数の推移等から各保育所における児童数の推計を行い、継続して10名を下回る見込みの保育所について地域の代表者や在園児の保護者、今後入所を考えている保護者に対して情報提供及び意見交換を実施します。

意見交換後に、当該保育所を利用する保護者や地域で乳幼児を養育する保護者に対してアンケートを行い、より精密な今後3か年の利用見込みについて調査を行います。

その中で各学年が1名となる等、子どもの発達において支障があると思われる状況があれば再度保護者と協議を行い、再編等について市の方針を示していきます。

再編等が決まった場合には地域へ説明するとともに途中転園となる児童に対して必要な対応を行います。

6 保育所等整備計画

児童福祉法第 56 条の 4 の 2 第 1 項に規定する市町村整備計画を下記のとおりとします。

(1) 公立保育所

年度	計画数	内容
令和 6 年度	1	具同保育所新園舎完成
令和 7 年度	1	具同保育所園庭等完成
令和 8 年度	0	
令和 9 年度	0	
令和 10 年度	0	
令和 11 年度	0	

※ 整備計画については今後の保育所の統廃合等の状況を見ながら適宜見直しを行う。

(2) 私立保育所

令和 7 年から令和 11 年の間に整備計画なし

(3) その他

令和 7 年から令和 11 年の間に保育所や運営法人について新設等の予定なし。



令和7年3月 四万十市子育て支援課作成